最終更新日：2020年6月30日

株式会社ミューチュアル
代表取締役社長　榎本 洋
問合せ先：総務部　吉野 尊文　06-6315-8613
証券コード：2773
https://www.mutual.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、国際的な価値観である透明性、公正性、迅速性を重視し、外部に対しての適切な経営情報の迅速な開示を旨としております。またコンプライアンスにつきましては全社員の意識の向上をさせるべく強化を図っております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況
⑴ 会社の機関の基本説明
当社は、監査役制度を採用しております。取締役会は社外取締役 2名を含む 6名の取締役で構成されており、毎月 1回の定時取締役会、リーダー会議の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社は経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用し、現在4名が就任しております。
会計監査は有限責任監査法人トーマツに依頼し、定期的な監査を受ける他、会計上の課題等についてのアドバイスを受けております。
また、社内に法務担当を設置するとともに、社外の弁護士・税理士等とも顧問契約を締結し、法律上・税務上のアドバイスを受け、コンプライアンス向上に努めております。
⑵ 内部監査及び監査役監査の状況
監査役会は常勤監査役 1名を含む監査役 3名で構成されており、会計監査及び各部門の業務監査を行う他、取締役会に出席し、質問及び意思表明を通し取締役の職務遂行状態を監査しております。さらに当社は専従者 1名による代表取締役直轄の内部監査室による定期的な社内監査、グループ内監査を行っております。
両者は独立した組織でありますが、随時連携をとり会計・業務の監査を行っております。
コンプライアンス、リスク管理等の所管部門は総務部であり、総務部長は内部監査の実施状況についてのチェックを行うとともに、監査役会へも随時出席するなど監査部門と内部統制部門の連携強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンス・コードの継続的な強化に取り組んでおり、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則につきましては、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4　政策保有株式】
⑴ 政策保有に関する方針
当社は、自社の企業価値の向上・事業の発展を目的として、取引先及び関係会社との良好な関係構築が必要と考えており、当社の事業活動の環境変化等も勘案しながら、限定的に株式の政策保有を行う方針です。
⑵ 政策保有株式の継続保有に係る内容
当社は、取締役会において、当社の経営方針、投資効率及び上記の目的に鑑み、保有の可否を継続的に検討しております。
⑶ 政策保有株式の議決権の行使基準
当社は、議決権の行使に際しては、株式保有企業の健全かつ継続的な発展に資すること、併せて当社の企業価値向上に資すること等を基準として議案の合理性を総合的に判断することとしております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は役員及びその関係会社、主要株主等との取引を原則として禁止しております。また、特定の役員との利益相反関係となる議案につきましては、当該役員は決議に参加しないこととしております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたりましては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を当社の企業価値の向上にとっての重要事項と位置づけ、適切に対応してまいります。当社ホームページを通じたご質問やご指摘等は、経営企画室を窓口として総務部担当に連絡され、適宜ご回答を申し上げる体制を構築しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エム・ティ・シー開発	393,366	5.16
ＭＴＣ社員持株会	348,325	4.57
株式会社三井住友銀行	322,036	4.23
MTC取引先持株会	269,968	3.54
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	264,460	3.47
三浦　隆	205,286	2.69
三浦　雅子	199,065	2.61
豊田 容梨子	174,528	2.29
森崎 真規子	173,800	2.28
株式会社立花エレテック	122,464	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
日比野　俊彦	他の会社の出身者											
野尻　恭	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日比野　俊彦	○	2002年6月住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）常務取締役。2005年6月日本ケミカルリサーチ株式会社代表取締役社長、2013年7月エイワイファーマ株式会社取締役常務執行役員等を歴任されましたが、現在は退任しております。上記各社との間に特別な利害関係等はありません。	当社のユーザー各社や他業界での経営実績から、公正な評価をいただくとともに、適切に判断いただくことも期待して選任しております。

野尻　恭	○	2008年3月住友ゴム工業株式会社　取締役常務執行役員。2011年3月ダンロップスポーツ株式会社（現住友ゴム工業株式会社）代表取締役社長。2016年6月プリマハム株式会社社外取締役。2018年3月日精テクノロジー株式会社社外取締役。2018年6月タイガースポリマー株式会社社外取締役。	企業のトップ経営の経験に加えて、複数企業の社外取締役など豊富な経営実績と広範な技術専門知見を有しております。こうした経験と見識を当社の更なる企業価値向上を担う取締役としての任に相応しい人物と判断し新たに社外取締役といたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人より年度監査計画の報告を受ける他、年数回の会合を通じ、それぞれの監査結果につき相互に報告し、課題等の理解に努めております。
また、内部監査室は、年度監査計画の策定にあたり、監査役との協議により監査計画案を作成し、代表取締役の承認を得ている他、内部監査室の月次監査報告を書面にて監査役に提出し、必要に応じて都度会合を開催しております。
なお、コンプライアンス、リスク管理等の所管部門は総務部であり、総務部長は内部監査の実施状況についてのチェックを行うとともに、監査役会へも毎回出席するなど監査部門と内部統制部門の連携強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中西　清	公認会計士													
北川 和郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

中西　清	○	1986年5月監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー。 2011年中西公認会計士事務所開設。 当社との間に特別な利害関係等はなく、独立役員に指定しております。	公認会計士として長年に亘って監査知識、豊富な実務経験に基づく幅広い見識を活かし、公正中立な立場から当社経営陣の職務遂行状況の妥当性を監督、指導してもらうことを期待して選任しております。
北川 和郎		当社との間に特別な利害関係等はありません。	弁護士としての専門知識を活かし、公正中立な立場から当社経営陣の職務遂行状況の妥当性を監督してもらうことを期待して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、日比野俊彦氏、中西清氏及び野尻恭氏を独立役員に指定しておりますが、独立役員の資格を充足しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の業態は、顧客の設備投資動向に左右されるため、中長期的な成長を目指すものでありますが、単年度損益は様々な要因により上下するものであります。そのため、単年度の業績や株価の上下が取締役のインセンティブには必ずしも直結しないため、諸施策は当社には馴染みにくいものであると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直近事業年度（2020年 3月期）における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役5名に支払った報酬 95,161千円、監査役3名に支払った報酬 12,600千円（支払総額のうち社外役員3名に10,500千円）

内訳入力要

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、1997年6月開催の株主総会で決議された年間報酬総額5億円以内で、取締役会でその決定を一任しております代表取締役会長が各取締役の役位、在勤年数、各期の業績、貢献度などをもとに作成された配分原案について他の取締役等とも協議した支払基準に基づき決定しております。また、代表取締役会長の報酬につきましても、他の取締役と同様の方式で決定しております。
なお、開示につきましては、2010年3月に発表された内閣府令に基づき、総額1億円以上の報酬を受けている役員は個別開示と致しますが、それ以外の役員につきましては総額での開示とさせて頂いております。現在の役員には、個別開示に該当する者はおりません。
監査役の報酬につきましては、1997年6月開催の株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、常勤･非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社総務部が窓口となり、報告すべき重要な事項が発生した場合には、直ちに報告する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 業務執行の状況
当社は、毎月の取締役会において重要事項の報告が行われ、業務執行における基本的事項を決議しております。この取締役会は社外取締役2名を含む 6名の取締役により構成されておりますが、毎回、監査役 3名も出席しております。また、同日開催のリーダー会議において取締役会で決議した事項を幹部社員に徹底するとともに、必要に応じ細目を決めて業務の執行にあたっております。このリーダー会議は、上記取締役に加え、執行役員 2名・幹部社員20名により構成されております。なお、重要案件発生の際には、随時臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。
2. 会計監査の状況
⑴ 監査役監査の状況
　監査役会は、常勤監査役 1名と非常勤監査役 2名（両名とも社外監査役）で構成されており、取締役会等の重要会議にに出席して経営の監督を行うとともに有効な提言や助言を行っております。また、必要に応じて子会社の営業面及び会計の状況についての監査を実施しております。
⑵ 内部監査の状況
　専任 1名及び補助者若干名で内部監査室を設置しており、各種法令及びこれらに準拠した社内ルールや業務マニュアルの遵守状況や全社統制の状況、リスクマネジメントの運用状況などを監査しております。具体的には、本部各部署・各営業所・各技術センター・子会社各社に対して、上記内容の監査を行い、事実関係や課題などの分析結果を代表取締役に報告し、必要に応じて該当部署に改善事項が指示され、更に 改善状況の確認を行っております。
⑶ 会計監査の状況
会計監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しております。会計監査の実施に加え、会計上の課題等についてのアドバイスを受けております。直近事業年度（2020年 3月期）において業務を執行した公認会計士は指定社員 業務執行社員千崎育利（継続監査年数 5年）、指定社員 業務執行社員生越栄美子（継続監査年数 1年）であり、補助者は公認会計士 3名、その他 2名であります。
⑷ 監査報酬の内容
直近事業年度（2020年 3月期）における監査法人に対する監査報酬は、総額24,500千円であり、うち公認会計士法第 2条第 1項に規定する業務に基づく報酬は、24,500千円であります。
3. 監査役の機能強化に関する取組状況
　上記2.「監査の状況」に記載のとおり、取締役会等における発言力の強化及び内部監査室・会計監査人との連携による経営監視力の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、いずれも会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員であります。
社外役員各人は、それぞれ他社での豊富な経営実績や専門家としての知識に基づき、取締役会等において積極的に意見交換を行っており、社外取締役からは重要事項に対して適切な経営判断をいただき、また、社外監査役は業務遂行の監督・適法性のチェックなど期待される役割を十分に果たされており、現状の規模や経営環境下における最適な体制であると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しています。第76回定時株主総会開催日は、2020年6月29日（月）に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等開示済資料及び、投資家向け業績説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社総務部が窓口となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	2011年 2月、ISO14001の認証取得し、環境保全に対する全社的な意識を継続的に向上させていくことについてシステムを構築いたしました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、牽制機能として各種社内規程の整備を実施し、これに基づき総務部･経理部の管理部門と営業部門･技術部門の3部門制としており、各部門間及び各部門内における相互牽制機能を強化しております。さらに内部監査室の監査を中心に遵守状況の確認を随時実施し、監査結果を代表取締役及び監査役に報告しております。なお、社内規程は現在 57件を制定しておりますが、組織の変更、業務管理基幹システムの更新等にあわせ、適宜見直しを実施しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係断絶につきましては、コンプライアンス基本方針を制定し、行動規範を明示することによって社内に徹底するとともに、対外統括部署を総務部に定め、天満警察署管内企業連絡協議会に加盟することにより、所轄警察署と緊密な連携体制を構築して推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特段の買収防衛策を導入する予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.適時開示に関する基本的な方針
　当社は、金融商品市場において、自社の株式を上場している会社の当然の責務として、適時適切な会社情報の開示を行うべきであるという認識のもと、金融商品取引法や企業内容の開示に関する内閣府令を始めとする各種法令・規則を理解のうえ、これを遵守していく方針であります。
2.適時開示に係る社内体制の状況
　当社では、情報開示担当役員を定め、その指示のもと重要情報が集約されるようルール付けを行っております。また、開示対象となる決定事実・発生事実・決算情報等についての正確な認識を深めるため、役員以下各部門長に対しても機会を設けて内容説明を行うなど開示漏れが発生しないよう努めております。

【参考資料：模式図】

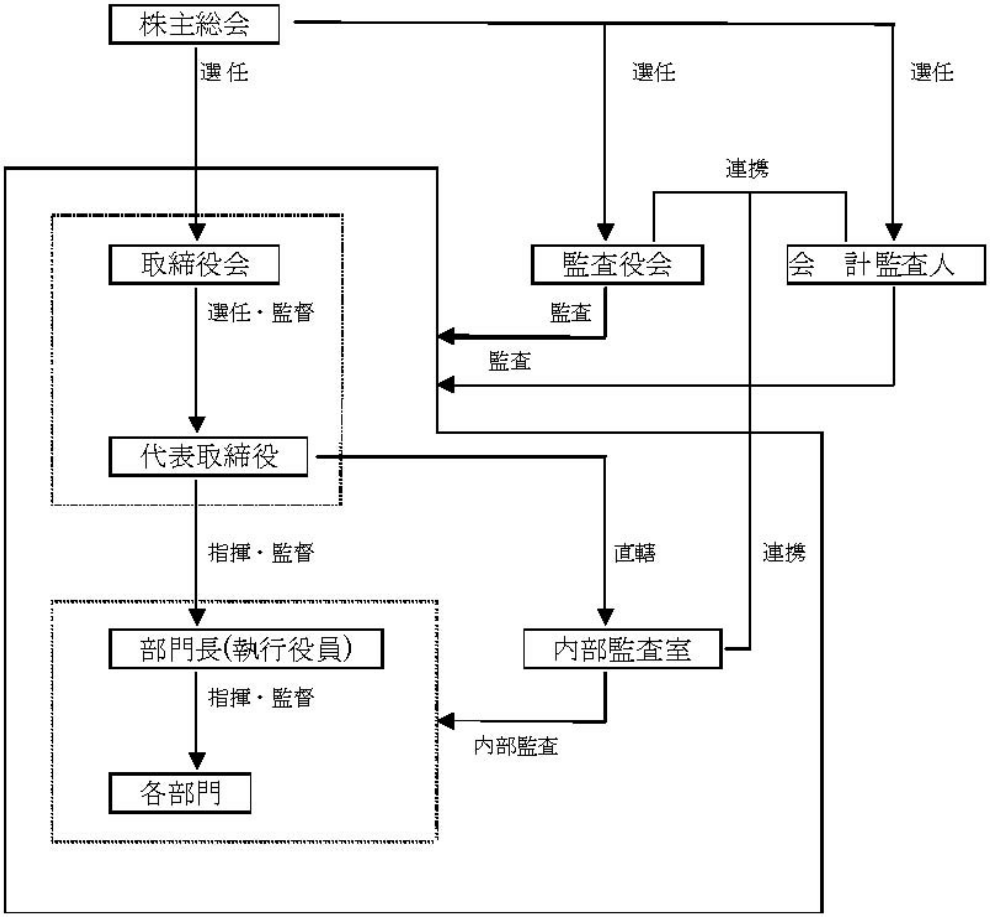
株主総会
選任
選任
選任
連携
取締役会
監査役会
会　計監査人
選任・監督
監査
監査
代表取締役
指揮・監督
直轄
連携
部門長(執行役員)
内部監査室
指揮・監督
内部監査
各部門

適時開示体制について

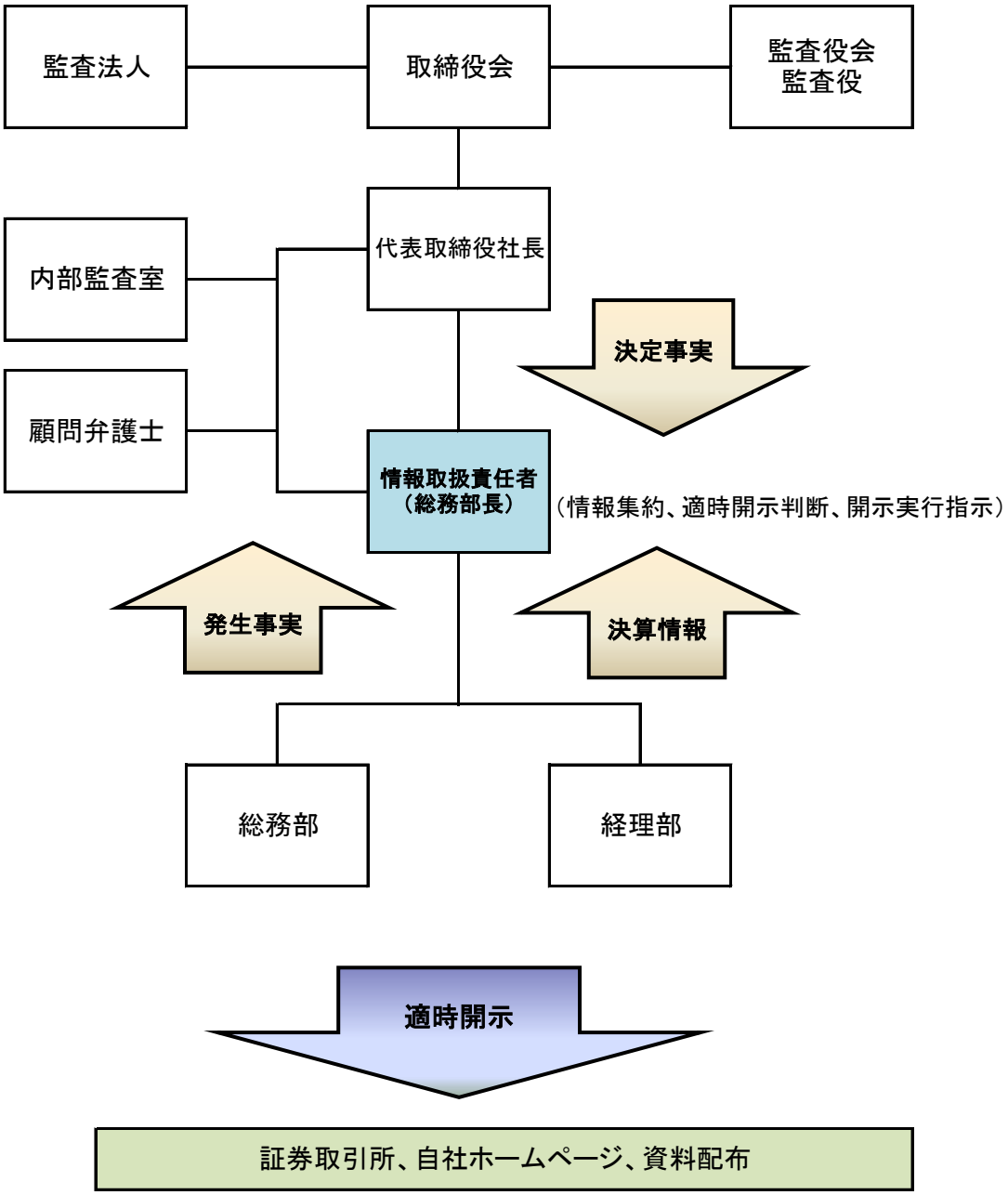
監査法人
取締役会
監査役会
監査役
代表取締役社長
内部監査室
顧問弁護士
決定事実
情報取扱責任者
（総務部長）
（情報集約、適時開示判断、開示実行指示）
発生事実
決算情報
総務部
経理部
適時開示
証券取引所、自社ホームページ、資料配布